

ウクライナ避難民採用企業支援金の御案内

ウクライナ避難民の滞在長期化に伴い、就労を希望する方の増加が想定されます。宮崎県では、**就労を希望するウクライナ避難民を採用した企業に対し、雇用に係る初期費用への支援金を支給し、ウクライナ避難民への雇用機会の提供と雇用環境の整備を支援します。**

【支給事業対象事業者】

県内に本社又は事業所を有し、**令和4年4月1日から令和5年1月31日までの期間において、労働者としてウクライナ避難民を採用した事業者**

- ・ 正規、非正規の別を問いません。
- ・ **週20時間以上の雇用契約を結び、1か月以上雇用した場合**に支給対象となります。
- ・ 詳細は県庁ホームページをご覧ください。

https://www.pref.miyazaki.lg.jp/koyorodoseisaku/shigoto/rod_o/20220706140445.html



【県庁ホームページ】

【支援金の額】

採用したウクライナ避難民1人につき25万円を支給します。

ただし、離職した避難民を採用する場合は、初回採用した事業者とは別の事業者が採用した場合に限ります。（同じウクライナ避難民の方の採用につき、支援金の支給は2回までとします）

【申請期限】

令和5年3月6日（月曜日）まで

【申請方法】

電子メールまたは郵送※

※押印の省略が可能です。詳しくは様式を御確認ください。

【申請に必要な書類】

- (1) ウクライナ避難民採用企業支援金請求書（別記様式第1号）
- (2) 誓約書（別記様式第2号）
- (3) 対象事業者とウクライナ避難民との雇用契約の内容が確認できる書類の写し
- (4) ウクライナ避難民であることの証明書の写し
- (5) 在留カード又は旅券(パスポート)の写し
- (6) 事業所別被保険者台帳の写し又は出勤簿及び賃金台帳の写し
- (7) 支援金の振込先の通帳の写し（表紙・口座カナが確認できる面）

【申請書類の様式等】

様式及びQ&Aを県庁ホームページに掲載しています。ダウンロードして御使用ください。

【様式・Q&Aダウンロード】



【参考】

・みやざき外国人サポートセンター

URL: <https://support.mif.or.jp/>

外国人の方が安心して生活できるようにするためのセンターです。毎日の生活の中で困ったことや知りたいことについて無料で相談することができます。外国人に関わる日本人の方の相談も対応可能です。上記URLから【宮崎県に住む外国人のための生活情報誌】もダウンロードできます。

・出入国在留管理庁ホームページ ウクライナ避難民に関する情報

URL: https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/01_00234.html

・ハローワーク（宮崎労働局助成金センター）

URL: https://jsite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/roudoukyoku/_120352/antei/_120722.html

雇用保険については事業所最寄りのハローワークに、トライアル雇用助成金等国の補助金については、ハローワークプラザ宮崎内「宮崎労働局助成金センター」にお問合せください。

【問合せ先】

宮崎県商工観光労働部 雇用労働政策課 雇用対策担当
〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
電話：0985-26-7105
メールアドレス：u-turn@pref.miyazaki.lg.jp

- ・正確な回答のため、お問合せは可能な限りメールでお願いします。なお、電子メールの件名は「ウクライナ避難民支援金照会」（会社名）としてください。